



監査告示第14号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年11月1日から同月26日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年12月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和3年度第4回定期監査結果報告

1. 監査の対象 教育総務課

2. 監査の期間 令和3年11月1日から同月26日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年2月4日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 歳入予算の適正な推計について

基本的な予算見積の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、年間見込み額の適正な推計を行い、過大見積りとなることのないよう予算化されたい。

①収入の積算の基礎となる単価改正を適正に反映していなかったため、過大見積りとなったもの

(2) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの

**【要望事項】** 該当なし

# 令和3年度第4回定期監査結果報告

1. 監査の対象 秘書広報課

2. 監査の期間 令和3年11月1日から同月26日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年2月4日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの

②長期継続契約としているにもかかわらず、契約書が長期継続契約の様式となっていないもの

**【要望事項】** 該当なし

# 令和3年度第4回定期監査結果報告

1. 監査の対象 議会事務局

2. 監査の期間 令和3年11月1日から同月26日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年2月4日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの

**【要望事項】** 該当なし